

(関連分野)
観光振興・地場産業

(事業の名称)
魅力ある観光地づくり事業

(関係省庁名)
観光庁

事業の概要

(事業内容)

1. 中長期雇用に資する事業

(1) インフラ整備事業

財源：「地域雇用創出推進費」（総務省）

事業主体：要件なし

<例>

○新たな観光の魅力創出

・観光体験型施設（外湯、足湯、伝統産業体験施設等）の整備又は改修

○観光客の受入環境の整備

・観光案内所等の設置・改修

・観光地のトイレ、遊歩道等の整備

○宿泊施設の維持等

・宿泊施設の耐震補強・防火対策

・商業ホテル・旅館の撤去

(2) ソフト事業

財源：「ふるさと雇用再生特別交付金」（厚生労働省）
「地域雇用創出推進費」（総務省）

事業主体：「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用する場合は、

実施主体は民間企業等（都道府県、市町村の直接実施は不可）

<例>

○新たな観光の魅力創出

・農林水産業や伝統産業、自然等を活用した田植え・稲刈り体験、里山のトレッキング、底引き網体験、伝統工芸体験、エコツアーや外国人へのガイド販売及び人材育成等を含めた体制整備

・地域の地場産品を活用した直売所の新設、朝市の開催

○観光客の受け入れ環境の整備

・観光案内所、道の駅等における案内員の増員等による観光情報提供の充実
・地域の観光情報、歴史、自然、産業等を通じた観光ガイドや外国人へのガイドを行うことができる通訳案内士を活用した観光案内体制の整備

・観光地等における駐車場等におけるガードマンの増員、または放置自転車対策としての整理員の増員

- ・人形車等による観光案内、レンタサイクルの貸出

2. 短期雇用に資する事業

(1) インフラ整備事業

財源：「地域雇用創出推進費」（総務省）
事業主体：要件なし

<例>

- 観光客の受入環境の整備
- ・観光案内板の増設、整備

(2) ソフト事業

財源：「緊急雇用創出事業」（厚生労働省）
「地域雇用創出推進費」（総務省）

事業主体：民間企業等、都道府県・市町村による直接実施も可

<例>

- 観光客の受入環境の整備
- ・IT機器を活用した観光情報の電子化（データベース化）、多言語化等の推進
- ・旅行出発前の観光地案内情報の提供システム（旅程作成支援、観光情報検索）の開発
- ・観光地における観光マップ等の作成
- ・地域一体となつた観光振興の取組みを牽引する観光地域プロデューサーの活用
- 魅力ある観光地づくりのための基礎調査
- ・観光地への交通需要調査の実施
- ・観光入込客統計・観光消費額統計の実施
- ・旅行者の満足度調査の実施

上記事業メニューを選択することにより、魅力ある観光地づくりを図るとともに、雇用創出を支援する。なお、事業メニューの選択については、市町村の自由設計とするが、「ふるさと雇用再生特別交付金」制度を活用する事業については、民間企業・NPO等が実施主体であることに留意する。

（関係者の役割）

1. 市町村 運営委託先の選定・監督、施設や設備の整備、連携体制の構築等
2. 都道府県 都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築等
3. 国 事業運営全般や実施計画策定等に関する相談・助言、まちづくり団体等への協力要請等

（事業展開に必要な事項・規制緩和など）

制度改正：特になし

（期待される効果）

定性的効果：

- ・観光地の魅力向上による観光交流人口の拡大により、
- ・地域コミュニティーの活性化
- ・地域経済の活性化

を図る。

(先行事例)

- ① 北海道 富良野・美瑛広域観光圏（スノートレッキング等の多様な体験プログラムの提供、外国人対応が可能な観光案内所の運営）
- ② 三重県 伊勢志摩地域観光圏（海女小屋体験等の多様な体験プログラムの提供、リングガイドの導入等による外国人観光客の受入体制の整備）

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省観光庁総務課企画室 課長補佐 軽部 /係長 丹下
電話番号：03-5253-8111（内線27-112、27-117）/ファックス：03-5253-1563

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

地場産業の販路拡大と競争力強化

(関係省庁名)

総務省

事業の概要

(内容)

- ・地元の中小企業等が参画する協同組合などを組織し、地域の特色ある魅力的な製品に関する共通のポータルサイトを構築し、このポータルサイトで、一括して、製品の見積依頼・注文の受付（共同受注）、会員企業への照会、依頼主への製品手配などを実施

(事業規模)

- ・関係者間のネットワーク化、ポータルサイト（HP）の構築、管理・運営などを含め、数千万円～1億円程度

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：
地場産品の販路が国内外へ拡大することにより、地域産業の売上向上、地域経済の活性化によるさらなる雇用の拡大が期待

(先行事例)

新潟県三条市（三条工業会）：越後ものづくりネットワーク

【参考】<http://www.sanjo-kogyokai.or.jp/index.html>

(期間後の取扱い)

平成24年度以降も、知見・ノウハウの提供等により自律的な事業継続を支援する予定。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人／係長 栗原 渉
電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

地方鉄道活性化と地域資源活用を目指すコミュニケーションビジネス創出事業

(関係省庁名)

経済産業省、国土交通省

事業の概要

- ・地方鉄道の活性化においては、地元住民が移動手段以外にも乗ってくれることや観光客に乗つてもらうことも有効である。
- ・地方鉄道の本社・駅舎・車内等を活用し、地域の特産品（農産物、加工品、弁当、おみやげ等）販売事業の展開や、地元住民・観光客がくつろげるコミュニケーション・レストラン（またはカフェ）事業を実施する。
- ・併せて、観光客向けには、観光情報・飲食店情報の提供、ガイドの紹介等の機能を担う。
- ・立ち上げ期のスタッフ確保への支援を行い、軌道に乗るまでのリスクを軽減する。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- ・制度改正等は特になし

(期待される効果)

定性的効果：鉄道利用者の増加、地域の賑わい創出や活性化を図ることを期待。

(先行事例)

鉄道では、駅等におけるぬれせんべいの販売、車中における鰯焼の注文受付等が話題となり、沿線以外からの利用者が増加している。

参考（鉄道HP）：<http://www.choshi-dentetsu.jp/>

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課

電話番号：03-3501-0645 / ファックス：03-3501-6231

国土交通省鉄道局財務課

電話番号：03-5253-8538 / ファックス：03-5253-1635

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

伝統的工芸品の拡大・継続のための後継者育成等に関する支援体制の構築

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業内容)

- ・後継者不足に陥っている伝統的工芸品産業地域（伝産地域）や事業者への支援のため、市町村を事務局とした伝統的工芸品地域産業活性化協議会（仮称）を設置、伝産事務局（組合等）や地域ハローワーク等と連携し、自治体の保有する研修施設等を活用した体験学習等を実施するなど、伝統的工芸品（伝産品）の素晴らしさを若い世代に知つてもらう機会を設けるとともに、後継者候補を募集、実際に後継者のいない事業者へ派遣（弟子入り）し、後継者として育成する。

- ・伝統的工芸品の販路支援体制の強化を図るため、前述の協議会が中心となり伝統的工芸品産業の事務局（伝産事務局）や専修・専門学校等と連携、伝産品の良さを最大限に活かしつつ、若年から中高年に至る幅広い世代に受け入れられる商品開発を担う若手の専門人材及びその補助者を雇用、海外への積極的な販路開拓、他の伝産地域との連携による新しい製品の開発等、販路の拡大による売上の増額を図るとともに、伝産事務局で遅れがちな情報機器などの導入による情報化を促すことにより、伝統的工芸品産業のグローバル展開を加速させ、諸外国に対する日本文化のPR、外貨獲得の増加を図ることが可能となる。

(設備・人員等の基準)

- ・原則として、市町村の自由設計。

(委託費水準)

- ・市町村の自由設計。目安としては、

◆ 市町村→伝産事務局

- ①の事業については、後継者候補1人7,000円×25日×12月=210万円を参考に、5人程度の後継者候補を育成するのであれば年間1,050万円程度、10人程度を想定するのであれば、年間2,100万円程度

◆ 市町村→伝産事務局

- ②の事業については、専門人材1人8,000円×25日×12月=240万円を参考に、5人程度の後継者候補を育成するのであれば年間1,200万円程度を想定。

事務局の情報化を図る費用として設備費及び維持管理費で年間総額300万円程度

(関係者の役割)

- ・伝産事務局：実施主体（研修施設や設備の整備、人材の雇用）、関係機関との連携体制

の構築など

- ・市町村：事務局への助成、関連施設（研修所等）の提供、全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・国、都県：事業運営全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言、ハローワーク、専修・専門学校等への協力要請など

（事業展開に必要となる事項・規制緩和など）

制度改正：特になし

（期待される効果）

- ・地域に密着した運営：市町村が設置し、地元の伝産事務局等に運営委託。

（先行事例）

特になし

（期間後の取扱い）

平成24年度以降は、制度化することも検討。

（関係省庁担当者連絡先）

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室

電話番号：03-3501-3544 / ファックス：03-3501-6794

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

買い物・福祉御用聞き事業

(関係省庁名)

総務省

事業の概要

(事業内容)

- ・高齢者や子育て世帯など、買い物に行くことなどが困難な世帯の利便の向上に資するため、地元の商店街や商店が連携・協力し、参加商店等の商品についてインターネット上的一つのポータルサイト（ＨＰ）で、これら世帯からの注文受付（共同受注）を可能とし、また、受注した商品の配送についてはリアルタイムで地元の宅配事業者等に委託。
- ・商品の配送に合わせてこれら世帯の安否確認や家事手伝いなどの福祉的なサービスを実施することにより、高齢者等の求める多様なニーズに対応したサービスを提供する。

- ・宅配サービス・福祉サービスは原則有料とする。ただし、料金設定には利用者の所得等を十分配慮することが必要

(委託費水準)

- ・共同受注のためのポータルサイト（ＨＰ）作成や福祉サービスの委託などを含め、数千万円程度。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

(期待される効果)

(期待される効果：

- 高齢者や子育て世帯など、買い物に行くことなどが困難な世帯に対して、家にいながらの商品購入を可能とすることで、住民利便の向上とともに、参加商店における販路の拡大が期待。また、商品販売に併せて、定期的に高齢者宅等に訪問することで、高齢者の安心・安全等を確保。

(先行事例) 新潟県三条市：優しい「まちなか」創造事業
(総務省・地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業による委託事業)

(期間後の取扱い)

- 平成24年度以降も、各関係者との調整や知見・ノウハウの提供等により、自律的な運営が行えるよう、支援する予定。採算性があるようであれば、事業を行う団体を新設もしくは既存の団体に委託することも検討。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 渉
電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 地場産品ビジネスの活性化	(関係省庁名) 総務省
事業の概要		
(内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地元生産者、情報センター（仮称・新設）、農協等の間を情報通信ネットワークで結び、情報センターを通じて、地元産品の受発注情報の管理、全国各市場（卸売会社）の市況の迅速な把握・共有を実施。 ・地元産品の受注情報をリアルタイムで効率よく地元生産者に伝え、速やかに全国各地に発送手配を行う。 		
（事業規模）		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間のネットワーク化、情報センター設置や当該センターにおける情報管理・運営などを含め、数千万円～1億円程度 		
（事業展開に必要となる事項・規制緩和など）		
特になし		
（期待される効果）		
<p>定性的効果：</p> <p>高齢者、農業従事者をはじめ、地域の特産品を基に経済が活性化し、主力産業の育成とともに、雇用のさらなる拡大が期待</p>		
（先行事例）		
徳島県上勝町：彩事業		
【参考】いろいろホームページ： http://www.irodori.co.jp/index/index1.html		
（期間後の取扱い）		
平成24年度以降も、知見・ノウハウの提供等により自律的な事業継続を支援する予定。		
（関係省庁担当者連絡先）		
総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人／係長 栗原 渉 電話番号：03-5253-5756 / フックス：03-5253-5759		

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) ＩＣＴを活用した農產品等のブランド化	(関係省庁名) 総務省
事業の概要		
(内容)		
<p>・生産物の安心・安全への関心が高まる中、各地域の農產品等における付加価値の拡大、ブランド化を促進するため、農產品等の生産情報の管理及びその情報公開に係る一連の工程において電子タグ等のＩＣＴを活用し、トレーサビリティシステム（追跡管理システム）や国内外に向けた販売サイトを構築</p>		
(事業規模)		
<p>・関係者間のネットワーク化、各種システム・サイト（ＨＰ）の構築、管理・運営などを含め、数千万円～1億円程度</p>		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
特になし		
(期待される効果)		
<p>定性的効果： 地域の農產品等が安心して消費者に受け入れられることによって、市場価格を上回る価値の獲得、売上向上による雇用の拡大が期待</p>		
(先行事例)		
<p>青森県板柳町：りんごまるかじり条例実証モデル事業 (総務省・地域情報化モデル事業交付金による交付事業)</p>		
<p>【参考】板柳町ホームページ：http://www.town.itayanagi.aomori.jp/apple1.html</p>		
(期間後の取扱い)		
平成24年度以降も、知見・ノウハウの提供等により自律的な事業継続を支援する予定。		
(関係省庁担当者連絡先)		
総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人/係長 栗原 渉 電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759		

(関連分野) 観光振興・地場産業
(事業の名称) I Cカードを活用した地域交流促進事業
(関係省庁名) 総務省
事業の概要
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> 中高年齢者が地域に参画し、活躍できるよう、地域貢献活動に基づいて付与する「地域ポイント」システムを構築。 地域ポイントは、I Cカード等を活用して付与され、地元商店街等で利用可能。さらに、インターネットを利用して、地元商店街等のホームページなどでオンライン購入でも利用可能。 各利用者は自宅からインターネットで地域ポイントの履歴や使用期限等を確認可能。
(設備・人員等の基準) <ul style="list-style-type: none"> 地元商店街等と連携して、付与されたポイントを使用できる端末の設置が必要。
(利用者の規模) <ul style="list-style-type: none"> 市町村の自由設計。実施主体の人数に合わせ、なるべく多くの利用者を募ることが望ましい。
(利用料) <ul style="list-style-type: none"> 原則無料
(委託費水準)
<ul style="list-style-type: none"> 地域ポイント確認のためのホームページやI Cカードの作成・保守、地元商店街等へのポイント利用端末の配布などを含め、概ね数千万円程度
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) <p>特になし。</p>
(期待される効果) <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動の増加：企業を退職した中高年層をターゲットとして地域活動への参加意欲を高めることで、地域のつながり力を強化。 ② 地元商店街等の活性化：地元商店街等でも利用可能な地域ポイントの流通により、地域における消費の拡大を誘引。
(先行事例) <ul style="list-style-type: none"> ① 東京都世田谷区：せたがや生涯現役ポイントシステム (総務省・地域I C T利活用モデル構築事業による委託事業)
[参考] http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00015960.html

(期間後の取扱い)

平成24年度以降も、地域ポイントシステムの運用や地元商店街との調整を自治会など
の地域コミュニティの活動主体との調整等を支援し、実施主体が自律的運営を図れる
よう、支援を行う。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬富 和人 / 係長 栗原 渉
電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 映像配信システムを利用した地域情報発信事業
(関係省庁名) 総務省	(事業の概要)
<p>(事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域において、住民ディレクター(地域紹介映像作品作成者)を応募・養成し、住民自らが地域の魅力を発見し、映像(デジタルコンテンツ)を撮影・編集・作成する。・住民ディレクターが作成した映像コンテンツを首都圏など他地域や海外に向けて放送・発信等することにより、観光客の誘引、地域間交流の促進を図る。	
<p>(設備・人員)</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として市町村の自由設計・住民ディレクターが映像コンテンツを作成し、情報発信するための機器(カメラ、パソコン、サーバ等)が必要	
<p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の規模に応じて。ただし、映像コンテンツは多ければ多いほどよい。	
<p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none">・住民ディレクター養成講座やインターネット上における映像コンテンツの配信ページの作成などを含め数千万程度。	
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p>	
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域コミュニティの活性化：住民ディレクターの活動を通じ、地域間交流が拡大② 地域経済の拡大：首都圏など他地域や海外への映像コンテンツの配信により、観光客の増加、優良コンテンツ販売による地域経済の拡大が期待③ Uターン・Jターンの促進：地域間交流・映像コンテンツの配信により、地域の魅力を他の地域にアピールすることで、定住人口の拡大が期待。	
<p>(先行事例)：島根県海士町、京都府宮津市・映像配信システムを利用した交流促進事業 (総務省・地域ICT利活用モデル構築事業)による委託事業</p>	
<p>【参考】http://www.oki-ama.net/kurasu/new/0010.html</p>	

(期間後の取扱い)

平成24年度以降は、NPOなどに運営を委託し、自律的な事業継続を行っていく予定。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 渉

電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) Web通信技術を活用した芸術活動促進事業	(関係省庁名) 総務省
事業の概要		
(事業内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の協力のもと、国内外から芸術家を招聘し、創作活動に専念できる環境及び住環境を提供する。 ・芸術家は、創作活動と同時に、テレビ電話端末等を活用し、学校・公民館などへ芸術情報（映像・コンテンツ）を配信し、地域の関係者とリアルタイムでのコミュニケーションを行う。 ・国内外に向けた芸術家募集WEBサイトや情報交換SNS（会員制掲示板）などを構築し、積極的な募集を行うと共に、招聘する地域の周辺情報・住環境情報や日本の芸術情報を併せて配信することで、国外からの芸術家が来日しやすいよう配慮する。 		
(設備・人員等の基準)		
<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の芸術家を募集するための告知（WEBサイトの構築など）を行う必要 ・学校・公民館などの公共施設への芸術活動の映像配信を行う場合には、テレビ会議端末を整備 		
(利用者の規模)		
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の自由設計。ただし、国外の芸術家の招聘数と通訳の数に一定の配慮が必要。 		
(利用料)		
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の自由設計。WEBサイトを有料にしたり、学校・公民館などに芸術情報を配信する場合には参加者から参加料を徴収するなどの有料化も考えられる。 		
(委託費の水準)		
<ul style="list-style-type: none"> ・募集WEBサイトの構築、SNSの管理・運営、テレビ会議端末の設置などを離職者、雇止めされた労働者などを市町村が直接雇用し、もしくはそれらを雇用する民間団体に委託した場合、数千万円～1億円程度 		
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)		
<ul style="list-style-type: none"> 特になし 		
(期待される効果)		
<ul style="list-style-type: none"> 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> ① 芸術家を招聘し、生の芸術活動などに触れることによって、地域内の文化・芸術活動を活発化。 ② 多数の芸術家を招聘することで地域の定住人口や各国際都市との交流人口が増大。 		

(先行事例)

徳島県神山町：かみやまの特色ある文化と双方向のWeb通信技術を活用した地域活性化モデル(神山アート・イン・レジデンス)
(総務省・地域ICT利活用モデル構築事業による委託事業)

【参考】http://www.town.kamiyama.lg.jp/life2/life_detail.php?hdnKey=479

(期間後の取扱い)

平成24年度以降も、各関係者との調整や知見・ノウハウの提供等により、自律的な運営が行えるよう、支援する予定。採算性があるようであれば、事業を行う団体を新設もしくは既存の団体に委託することも検討。

(関係省庁担当者連絡先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 渉
電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) I Cカードを活用した観光支援事業	(関係省庁名) 総務省
事業の概要		
(事業内容)		
<ul style="list-style-type: none"> ・フェリカ機能(非接触型 I Cカード技術)を利用して、駅、バス乗り場等において、「携帯電話をかざすだけで」最寄りの最新の観光情報の提供、目的地までの乗換え・施設案内などを実現する。さらに、携帯電話をG P S(自分の現在の位置を確認できるシステム)などと連動させて、リアルタイムの地図・音声案内なども実施。 ・携帯電話1つで簡単に、リアルタイムの各種施設などの情報検索・取得から、目的地までの移動ルートの表示などが可能となることで、地元の情報発信の活性化とともに、観光客の利便向上を実現。 		
(設備・人員等の基準)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要なバス停、観光地・施設等に I Cチップを設置する必要 		
(委託費の水準)		
<ul style="list-style-type: none"> ・フェリカ機能の利用(I Cチップ・リーダーの設置)、携帯電話への情報発信の基となる既存の観光情報サイトや地図サイトの改修などを含め、数千万円程度 		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
(特になし)		
(期待される効果)		
定性的効果:		
<ul style="list-style-type: none"> ① 観光客に対する観光情報取得や移動に関する利便向上による観光者数の増加 ② 地域の名産品や観光地の情報を配信することによる地元経済の活性化 		
(先行事例) 熊本県・くまもと安心移動ナビ・プロジェクト		
(総務省・地域 I C T利活用モデル構築事業による委託事業)		
(期間後の取扱い)		
平成24年度以降も、各関係者との調整や知見・ノウハウの提供等により、自律的な運営が行えるよう、支援する予定。採算性があるようであれば、事業を行う団体を新設もしくは既存の団体に委託することも検討。		
(関係省庁担当者連絡先)		
総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 渉 電話番号: 03-5253-5756 / ファックス: 03-5253-5759		

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

地域文化財や歴史的まちなみを活用したまちづくりを行う事業

(関係省庁名)

文化庁

事業の概要

(事業内容)

平成20年11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が施行され、「まちづくり行政」と「文化財保護行政」の連携により、「歴史的風致」を維持・向上する取組みが全国において進められている。

本事業は、NPO等の組織を活用し、特にソフトの面からの取組を進めることで、「地域の文化財」や「歴史的まちなみ」を活用したまちづくりの促進を図るものである。

具体的には、以下のようない例が考えられる。

○文化財に親しみ機会の拡大を図る取組み

- ・文化財の展示・公開に係る説明ガイドの配置による文化財への理解の増進
- ・清掃等による文化財の維持・管理の推進
- ・文化財の建造物そのものを見せる公開に加え、建造物の中での芸術作品の展示やコンサートの促進
- ・子どもたちに地域の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化を体験させるための機会を確保する取組や、全国の公私立の美術館・歴史博物館で、子どもたちを対象としたプログラムの開発を支援する取組みなどの推進

○取組みを支える人材の確保に向けた取組み

- ・文化財の修復及び修復に必要な材料を製作する人材の確保に向けた取組み
- ・一般の人々に対し文化財の価値を分かりやすく伝え、文化財と人々をつなぐ人材の確保に向けた取組み
- ・文化財保護にかかる人々の活動を組み合わせ、総合的に展開していくためのコーディネートの機能を担う人材の確保に向けた取組み
(必要な人数・雇用数等)
- ・望ましい雇用数については、行う事業の内容により様々なため設定できない。

(委託費水準)

雇用を行う人材や事業の規模に応じて、都道府県、市町村が設定

(留意点)

国において行っている国庫補助事業の看板の掛け替えとして実施することは不可。ただし、国庫補助事業に加えて外部人材を活用した文化活動を展開することは可能。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
制度改正を要する事項は特に存在しない。

(期待される効果)

定性的効果：地域の一人一人が、文化財を地域においては国民共有の財産と認め、共に保護を図つていこうとする思いが強まるとともに、地域の文化財等の魅力を分かりやすく伝えることなどにより、地域の活性化につながるものである。

(先行事例)

各地において、同様の取組みは進められている。

(期間後の取扱い)

地域密着型NPO等に参加するなどして、地域の有為な人材として引き続き雇用されることを視野に入れた雇用であれば望ましい。

(関係省庁担当者連絡先)

文化庁文化財部伝統文化課 係長 田中
電話番号：03-6734-2415 / ファックス：03-6734-3820

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

中小食品小売業者による条件不利地域への出張型販売の取組

(関係省庁名)

農林水産省

事業の概要

(事業の内容)

中山間地域、過疎地域等の条件不利地域における地域住民、農業者等との取り決めに沿って、当該地域住民への出張型販売を行う中小食品小売店が出張型販売額を一定割合以上とするごとを目標とする計画を策定した場合に、当該計画の策定や出張型販売施設の整備に対し支援を行う。

(関係者の役割)

・市町村：実施主体への委託等

・都道府県：都道府県基金から市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言等

・国：食品流通機能合理化・高度化支援事業運営全般に関する相談・助言等

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

—

(期待される効果)

定性的効果：

食品小売における消費者利便の向上及び地域商店街活性化

(先行事例)

—

(期間後の取扱い)

—

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省総合食料局流通課 課長補佐 石塚 / 係長 足立

電話番号：03-3502-7659 / ファックス：03-3502-5336

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 異業種の経験や技術を活用した漁業参入事業
(関係省庁名) 農林水産省	事業の概要 (事業内容) 経験や技術を有した異業種が漁業者と連携して漁業に参入する際に、生産・流通・加工・販売の各段階における新たな雇用創出を支援。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし
(期待される効果) (定期的効果) 意欲・能力の高い異業種の漁業生産サイドへの参入により、漁業・漁村の活性化が図られる。 ・異業種の加工技術の活用や流通構造の改革により、漁業者の収益向上が見込まれる。 ・漁村における新たな起業の創出が見込まれる。 (先行事例) ・愛知県大手外食チェーン店とのタイアップによる未利用魚やマイナー魚の販売促進を 加工・販売業者が漁業者と連携して実施。 (期間後の取扱い) ・本事業により事業化したビジネスプランについては、助成期間終了後には、(本事業による支援を用いない)自立した事業として実施。 (関係省庁担当者連絡先) 農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田 電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097	

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

水産加工流通及び養殖関連雇用創出事業

(関係省庁名)

農林水産省

事業の概要

(事業内容)

- 1 駆除有害生物及び加工残渣や低利用の地域魚種など、未利用水産資源の利用拡大を図る際に、生産・流通・加工・販売の各段階における新たな雇用創出を支援。
- 2 新たな養殖技術を駆使した養殖経営に参入する場合に、生産・流通・加工・販売の各段階における新たな雇用創出を支援。
- 3 水産物の直接取引など従来の流通構造を改善する取組を行う際や、新たな安心・安全に対応した水産流通システムを構築する際に、生産・流通・加工・販売の各段階における新たな雇用創出を支援。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

未利用水産資源の利用拡大・新規養殖の展開・新流通システムの創設による、漁業者の収益向上及び漁村の活性化が見込まれる。

(先行事例)

都道府県において取組が行われつつあるが、さらなる拡大が必要。

(期間後の取扱い)

- ・本事業により事業化したものについては、助成期間終了後には、(本事業による支援を用いない)自立した事業として実施。

(関係省庁担当者連絡先)

農林水産省水産庁企画課 課長補佐 山下 / 係長 岡田

電話番号：03-6744-2340 / ファックス：03-3501-5097

(関連分野)
観光振興・地場産業

(事業の名称)
山村地域ニュービジネス創出事業（仮称）

(関係省庁名)
林野庁

事業の概要

・森林・林業分野に係る新規分野の創業
　山菜など山村特有の資源を活用した新たなビジネスの展開、森林の癒し効果等を利用した健康、教育ビジネスの展開を支援。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
特になし

(期待される効果)

定性的効果：優れた自然や文化・伝統等の山村特有の資源を活用した魅力ある山村づくりが推進され、これにより、山村地域の新たなビジネスの創出が期待される。

(先行事例)

長野県信濃町は、町立信越病院と連携し、独自に「森林メディカルトレーナー（H20年4月現在137名）」や「癒しの森の宿（同36軒）」を認定して森林を活用した癒しのプログラムを提供している。また、最近では企業や健康保険組合と契約して社員研修や福利厚生での活用も展開している。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)
農林水産省林野庁経営課林業労働対策室 経営対策官 藤岡
電話番号：03-3502-1629 / ファックス：03-3502-1649

(関連分野) 観光振興・地場産業
(事業の名称) 学校と連携したグリーンツーリズム（体験就農等）サポート人材活用事業
(関係省庁名) 経済産業省
事業の概要
(事業内容) 地域のまちおこし団体等が中心となり、各種学校と連携し、団体受入による体験学習（地元地域資源と連携した観光や就農等）を行うことにより、その事前準備や各プログラム実施に係る準備等を行うサポート人材を雇用する。 また、各種専門インストラクターが必要とされる知識習得をハローワーク等と連携し、雇用者の専門化研修も併せて実施し人材育成を図る。
また、例えは補正予算により、宿泊・研修施設等も設置する。この場合、廃校等を活用した簡易施設を設置するような場合には、必要な改修費や備品購入費に対して何らかのイニセンティティブなどの付与も検討。
(基準等) 市町村の自由設計
(利用者の規模) 1クラス（30～40名）を単位とする。
(利用料) 1クラスの受入に当たり、一定基準のもと助成。 なお、飲食、宿泊に係る費用については自己負担とする。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)
(期待される効果) 定性的効果： ○地域資源の魅力を若年層に知つてもらうことにより、将来の一次産業や観光需要の創出に寄与。 ○施設建設等の場合には、建設需要も創出されるほか、飲食、宿泊等関連業界への波及効果も期待。
(先行事例) 既に国内でも先進事例多数。 本事業は、雇用創出効果を図るとともに、地域の魅力（地域資源）を若年層へ伝承することも目的とする。

(参考)

<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/sinourai/2601green-t.pdf#search='グリーンツーリズム 体験学習 小学校'>

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokiid/shiensesaku/shiensesaku.pdf>

(期間後の取扱い)

平成23年以降、本事業で活用した雇用人材を専門家として養成し活用。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ 地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省地域経済産業グループ 立地環境整備課

電話番号：03-3501-0645 / ファックス：03-3501-6231

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 地域資源を活用したコミュニティカフェ・レストラン運営支援事業
(関係省庁名) 経済産業省	
事業の概要	
(事業内容)	<p>地域資源を活用したNPO法人等によるコミュニティカフェ・レストランの運営を支援し、地域コミュニティの再生と地場産業振興を推進する。</p> <p>具体的には、地域資源や地場の規格外野菜、小ロットの有機野菜などを加工・調理したコミュニティレストランの運営を支援する(人件費、家賃・什器等への補助)。また、カフェ等運営希望者と食材提供者協力者とのマッチング、運営ノウハウの提供などのコーディネート機能を強化する。</p>
(想定される利用者)	
民間企業、NPO法人その他の法人等	
(関係者の役割)	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村：事業実施主体に対する施設等の提供・紹介、事業者間のマッチングなどをコーディネート、市町村内へのPR等 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談受付・助言、県内への事例紹介等 国：コーディネーター・アドバイザーの配置・派遣に関する相談受付・助言、他県の事例等の紹介・相談受付 	
(事業展開に必要な事項・規制緩和など)	
特になし	
(期待される効果)	
定性的効果：	
<ol style="list-style-type: none"> ① 地域コミュニティの弱体化により孤立化しがちな高齢者、子育て中の主婦などが集うことの出来る「場」の提供、コミュニティの活性化 ② 「食の安全」「地産地消」の促進 ③ 地域内の事業者のマッチングによる地域産業の活性化 ④ 運営ノウハウ等を提供することによる中小企業の経営力の強化 	

(先行事例)

狸小路食彩協議会事業（商店街の空き店舗を活用し、農商工連携による道産品アンテナショップ、小型飲食チャレンジショップゾーンを設置・運営するとともに、関連情報の発信により地産地消・商店街の魅力向上を進め、商店街の活性化を図る。）

（参考）

<http://www.s-hug.jp/>

(期間後の取扱い)

（関係省庁担当者連絡先）

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

(関連分野)
観光振興・地場産業

(事業の名称)
産業遺産を活用した観光事業の推進による過疎地域の活性化事業

(関係省庁名)
経済産業省、観光庁

事業の概要

(事業内容)

かつて我が国は産業発展の基盤を支えてきたものの、その後の産業構造の変化等により疲弊している地域において、産業遺産を活用した観光事業の基盤を構築することで、地域の活性化を図るとともに、新規の雇用創出を目指す。

また、先進地との連携や情報交換により、産業遺産や特産物などの地域の魅力を発信する機会を増やし、外部に広くPRするとともに、周辺地域で実施されている観光事業との連携を高め、滞在型ツアーや実現による宿泊客の増加を図る。
さらには、観光施設ガイドの育成(観光案内のOJT研修等)を行う研修機関としての機能も有した施設運営を目指し、さらなる雇用創出を図る。

※自然遺産・歴史的遺産などにも対象を広げて展開することも考えられる。

(人員等の基準)

市町村の自由設計。ただし、産業遺産の保全に係る職員はハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に採用する。

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体(有識者(ガイド)の確保、運営委託先の選定・監督)、連携体制の構築など
- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・国：全国の先進事例の紹介、他省庁への協力要請など

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 観光客をはじめとする訪問者に対する地域の魅力(歴史・伝統・特産品等)発信機会の創出及び訪問者による消費拡大。
- ② 地元住民(特に地元高校の卒業生等の若人)に対し改めて地域の魅力(歴史・伝統・特産品等)を紹介することで、地域への愛着・誇りの再生という精神的側面での活性化

(先行事例)

○雄別炭鉱（北海道）

大手旅行会社により、雄別炭鉱・釧路湿原など産業遺産以外の観光資源を結び付けたツアーが全国販売。

○明延鉱山（兵庫県）

旅行会社の一泊二日のバスツアーワーの一日目に組み込まれ、ツアーア客を受け入れ。

○岡山県高梁市
備中高梁体験・学習観光会議による体験学習観光プラン「近代化産業遺産をたずねて」の計画あり。

(期間後の取扱い)

平成23年度以降、各事業者により事業を継続。

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

観光庁総務課企画室

電話番号：03-5283-8111（内線27-117）

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

インターネットを活用したシティプロモーション支援事業

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

- 自治体と地元企業の共同により、「地域情報ポータルサイト」の構築を行う。
- 地域の産業、観光、特産品、イベント、企業概要等の情報を収集し、統一的、継続的に情報を全国へ発信し、特に産業振興関係者が参加、連携できるネットワークづくりの環境整備を図る。

- 情報収集体制の整備、人的交流の創出、新たな事業の企画・コーディネート、インターネット活用業務等に対応するため、人材確保、人材養成を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- 制度改正等は特になし

(期待される効果)

定性的効果：地域内外へ地域の魅力を情報発信することにより、新規事業の創出、地域特産品の販路開拓、観光客の増大等による地域振興、産業活性化につながる企画コーディネート等、地域を支援できる場となる。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省情報政策ユニット情報政策課

電話番号：03-3501-2964 / ファックス：03-3580-6403

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

国際交流推進事業

(関係省庁名)

外務省、文部科学省、経済産業省

事業の概要

- ・地域の特性を生かした国際交流活動を推進することにより、諸外国との相互理解と経済発展の促進に寄与するため、国際交流に関する事業のイーベント企画及び実施、関係団体との連絡調整、国際交流に関する調査・研究、情報の収集及び提供並びに広報等事業は、一層の強化が望まれる。
- ・国際交流団体で行う各種国際交流関連事業への運営補助を行う人材の確保を実施する。

- ・国際交流・国際展開に関する知識の事前研修を集中的に行なう上で、円滑な事業実施の戦力となるような人材を育成する。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

- ・制度改正等は特になし

(期待される効果)

定性的効果：海外市場への販路拡大、JAPANブランドの育成、海外展示会によるマッチング等につながる基盤づくりの一端を担うことが可能。

(先行事例)

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

外務省地方連携推進室 横佐 高垣 了士

電話番号：03-5501-8491 / ファックス：03-5501-8073

文部科学省大臣官房国際課 課長補佐 田淵 / 専門官 伊藤

電話番号：03-6734-2032 / ファックス：03-6734-3669

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 「瀬戸内国際芸術祭(2010年開催)」に向けた各種協働事業
(関係省庁名) 国土交通省、観光庁	
事業の概要	
<p>・2010年、瀬戸内の島々を舞台に、現代アートの作家や建築家と、そこに暮らす人々との協働によるアートという結晶体により、日々の営みに新しい発見をもたらし、世界中の人々を惹きつけ、地域と世界が交わるきっかけになる「瀬戸内国際芸術祭」を開催。(2010年を第1回として3年ごとの開催を目指す。開催初回は香川県の島々が中心。)</p>	
<p>・本年度末に実施計画が策定される予定だが、2009年度には多くの事業が実施される予定。</p> <p>(例) プレイベントの開催(シンポジウム、アートイベント、事前ツアー) 瀬戸内の文化の広域発信、ガイドブックやガイドマップの作成・案内ガイドの養成、準備期間中からの国内外への情報発信。</p> <p>地元・県内外での支援者づくり、特に、将来の移住をにらんだ大都市圏の学生・若者と島の人々等との交流・協働事業。</p> <p>連携事業の実施(周辺美術館の連携イベント、学校・教育機関や開催地以外の島々でのイベント・ワークショップ)。</p>	
<p>・主催は瀬戸内国際芸術祭実行委員会(※)であるが、これら事業の実施に当たっては、実行委員会の構成各機関、NPOなどを問わず多様な主体の参画、協働が重要であり、また、これら事業の運営には、常勤・非常勤を問わず、多くの者の参加が必要。</p> <p>※瀬戸内国際芸術祭実行委員会 (会長：香川県知事、総合プロデューサー：(財)直島福武美術館財団理事長 福武總一郎、総合ディレクター：北川フラム、構成：地元自治体、関係各団体・機関、国の関係支局(四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局)ほか、事務局：香川県)"</p> <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 当省関係では特になし。</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：クリエイティブな人材の育成、地域資源の発掘。</p> <p>(先行事例) 「大地の芸術祭(新潟県)」。 観光客の増加、大都市圏の学生等との交流増(震災時に彼等が救援にかけつけたetc)</p> <p>(期間後の取扱い) 瀬戸内国際芸術祭は、2010年を第1回として3年毎の開催を目指している。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 観光庁総務課企画室 電話番号：03-5253-8111(内線27-117) 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389</p>	

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 中山間地域のビジネス創出事業	(関係省庁名) 経済産業省
事業の概要		
(事業内容)		
市町村域内外に、農産物の販売拠点を整備し、地域に散在する農家への生産指導、生産調整を行いながら、配達集出荷システムを構築し、農家の所得向上を図る。また、地元企業において、地域特産品の生産と農作業の受託事業を拡大することにより、会社の経営基盤の安定を図るとともに新たな手を創出する。また、体験交流施設等を活用した地域経営体の育成による交流人口の拡大や受け入れ態勢を検討する。		
(生産体制)		
遊休農地を活用した農作業等の受託ビジネス、地域特産品の生産体制及び農作業の受託体制を整え、農地保全及び集落の再生に取り組む。		
(販路開拓)		
野菜等の地産地消ビジネス・地域の農産物、加工品等の販売促進活動を通じて、町内外の販売拠点と配達集出荷システムの調査事業を実施する。町内直販店の開催と新規委託販売店及びアンテナショップの開拓に取り組む。		
(商品開発)		
食料品メーカー・大学など関係機関との連携のもと、新たな地域資源を活用した商品の開発に向けて取り組む。		
(担い手育成)		
地域住民の年会費による農業の協働支援事業等と連携した新規就農者への支援システム等を構築する。		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)		
(期待される効果) 定性的効果：地域資源である農産物の生産を高めながら、地域産業を再生し、農地保全及び集落の再生等が期待できる。		
(先行事例) 特になし。		
(期間後の取扱い) インターネットの活用等の販路開拓や、新規就農者の受け入れ体制の強化を図る。		

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課

電話番号：03-3501-0645 / ファックス：03-3501-6231

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

商店街を活用した生活充実型サービス拡充のための人材確保事業

(関係省庁名)

経済産業省

事業の概要

(事業内容)

地域住民は、地元商店街に対して生活充実型サービス提供のニーズがあるが、中心地にある商店街では家賃等の問題から実現していないのが現状。そのような商店街に対して、空き店舗に育児支援サービス、介護施設、健康支援サービスなどの生活充実型サービス等が入居し、従業員を雇用する場合、その雇用主に対して、賃金補填を行う。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：中心地にある商店街における賑わいの回復等

(先行事例)

銀天町商店街(福岡市)では、NPO 法人がマーケット内の空き店舗にて、地域の高齢者拠点施設「そよかぜ俱乐部」を運営。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

経済産業省中小企業庁商業課

電話番号：03-3501-1929 / ファックス：03-3501-7809

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) 農商工連携・地域資源活用による新商品アンテナショップ	(関係省庁名) 経済産業省
事業の概要		
(事業内容) ・農商工連携や地域資源活用によつて開発された新商品等の販売を行うアンテナショップを商店街に設置する。		
(その他)		
・事業規模等は市町村の自由設計。 ・地域の商工団体、農協、NPO法人等との連携も考えられる。		
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) ・特になし。		
(期待される効果) 定性的効果: ① 地產地消型の農商工連携や地域資源活用事業への取組み促進に繋がり、地域産業の活性化に寄与。 ② 地域の商店街における新たな集客装置としての役割も期待され、中心市街地の活性化にも寄与。		
(先行事例) ・吉祥寺サンロード商店街（武藏野市）、武藏小山商店街（品川区）、ハッピーロード大山商店街（板橋区）		
(期間後の取扱い) ・期間経過後は民営化することを検討。		
(関係省庁担当者連絡先) 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課 電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389		

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

産業観光活用形まちづくり事業

(関係省庁名)

観光庁

事業の概要

(事業内容)

- 地域に存在する地域の強みとなる資源を核として取組む、総合的な地域振興策。具体的な取組は以下のとおり。

- ① まちづくり支援大学(仮称)を核とした、観光まちづくりの専門家人材育成、観光・産業振興の取組支援。

(人材育成)

- ・観光コンシェルジュ人材育成(育成プログラムの策定、研修講師等の専門家招聘)

コンシェルジュ：地元の高齢者・学生等を活用

講師：地域の伝統工芸士や老舗店主等を活用

- ・「まちあるき(フィールドワーク)」を絡めたご当地検定試験の実施
→観光コンシェルジュ人材育成プログラムに組み込み

- ・ものづくり体験交流プログラムの策定のための専門家育成

- ・「おもてなしコールセンター」設置のための人材育成・研修

(観光・産業振興)

- ・まち巡り観光の促進のための交通インフラ整備

→共同駐車場の整備、小型バスの導入

- ・地場産品を活用した新メニュー開発

→マーケティング、開発、提供までの一貫した支援

- ・地域内の食事処、土産処、体験プログラムを提供する地域回遊型観光の提供

② 特徴的な地場産業を活用した着地(地域密着)型観光への取組

- ・外国人観光者向けの通訳・音声システムの設置→システム開発・運営等

- ・ホテル・宿泊部門の国際化サービスの実施

- ・活動PRのための地域イベント開催(祭り・グルメ)

- ・旅行介助サービスの設置

・まち全体を「ものづくり+食+観光地」の連携したミュージアム化(まちなかミュージアム)するための整備事業

- ・地域PRのための映画等のロケ誘致→エキストラ等の雇用

- ・「まちあるき」充実のための屋台村創業者支援

- ・「まちあるき」を発展させたヘルスツーリズムの展開

③ その他

- ・I/U ターン人材の創出

- ・地場産品の販路開拓のための直売施設(青空市場)新設

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

観光庁設立後の目玉として活動に取り組む。

(期待される効果)

定性的効果：

- ・「地域」一体感の高揚
- ・高齢者の「元気」創出
- ・産業の壁を越えた地域事業者同士の「水平的」連携
- ・散在する地域の資源（点）を線でつなぐことによる地域内回遊性の向上

(先行事例)

小田原市：地方の元気再生事業

小田原箱根商工会議所：小規模事業者新事業全国展開支援事業

(期間後の取扱い)

地域PRが浸透してきた頃からは、取組を周辺地域に広げるなどのネットワーク化を進める。単体ではなく地域全体が潤う仕組みを作る。

(関係省庁担当者連絡先)

観光庁総務課企画室

電話番号：03-5253-8111（内線27-117）

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

鉄道員((まっぽや)育成

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

(事業内容)

- ・地方中小鉄道では、高齢化や周辺企業との賃金競争により、輸送の維持に必要な人員の不足に悩む事例が見受けられる。
- ・特に運転士については、免許取得に約1年間の教習が必要であるところ、地方中小鉄道事業者の体力が弱まっている現状においては、当該期間における費用負担が儘ならず高齢化した運転士の再雇用により何とか輸送を継続している状況が見受けられ、今後の輸送の維持に困難を来すおそれがある。
- ・このため、新たに若年の運転士を育成することで、地域の足となる鉄道路線における将来的な輸送の維持を図る取組に対し、支援を行う。
- ・併せて、アテンダント等を育成し、乗降介助や駅周辺施設案内等を行うことにより、これらに対応した施設整備を行なう資力のない地方中小鉄道事業者において高齢化対応や観光客対応を充実させる取組に対しても支援を行う。

(支援に係る関係者の役割)

・鉄道事業者：実施主体、運転士・アテンダントの育成など。

・都道府県：都道府県基金からの助成。

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特に必要なし。

(期待される効果)

定性的効果：

地域の足の維持：高齢化による地域モビリティの喪失を未然に防ぐとともに、将来の地域活力の維持に資する。

利用者利便向上：高齢者の乗降支援などフレキシブルできめ細かいサービスにより、当該地域における住民や観光客等の利便性を向上させることができる。

(先行事例)

えちぜん鉄道では、車掌業務は行わず、乗車券の回収や高齢者の乗降サポート、観光客への案内等を行うアテンダントを乗務させることによるサービスの高質化を図っており、乗客の利便性向上が図られたのみならず、当該路線の知名度アップに繋がっている。(期間後の取扱い)

平成24年度以降については、育成された鉄道員によるノウハウの継承が期待される。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省鉄道局財務課 課長補佐 鈴木 / 係長 宮川
電話番号：03-5253-8538 / ファックス：03-5253-1635

(関連分野) 観光振興・地場産業
(事業の名称) みなとの賑わい創出事業
(関係省庁名) 国土交通省
(事業の概要)
(事業概要) みなとの賑わい創出により、地域の活性化を図るため、観光客へのアンケート調査、旅客船の歓迎行事などみなとにおけるイベント、みなと内や市街地への周遊バスの運行等の社会実験の実施にかかる補助を行う。
(人員の基準)
・原則として、市町村の自由設計。
(利用の規模)
・原則として、市町村の自由設計。
(関係者との役割)
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村：実施主体(管理・監督)、連携体制の構築 ・都道府県：都道府県からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築、施設の管理運営、施設使用に関する支援 ・国：事業運営全般に関する相談・助言
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし
(期待される効果) 定性的効果 地域に密着した運営：市町村が、地元の社会福祉法人やNPO法人、民間企業等に運営委託。 周辺地域の活性化：みなとの賑わい創出による地域活性化。
(先行事例) 大船渡・旅客船歓迎イベントの実施。 http://www.mlit.go.jp/kowan/tkl_000001.html
(期間後の取扱い) 関連地元市町村へ移管。
(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省港湾局振興課 課長補佐 阿野 / 係長 佃 電話番号：03-5253-8672 / ファックス：03-5253-1651

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

運河・港クルーズの活用を通じた魅力的な地域づくりにより観光客誘致を推進する事業

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

(事業内容)

- ・臨海部に数多く残されている貴重な水辺環境である運河や港を活用し、それらを巡るショートクルーズを実施することにより、地域の魅力の向上を図りみなどのオアシスを形成することで、観光客誘致を推進する。
- ・そのためのクルーズ船の企画や運航を行うための人員配備等の体制整備を図る支援を行う。

(人員の基準)

- ・原則として、市町村の自由設計、ただし周辺地域の歴史・文化・観光資源等に精通した者もしくは研修等を受け、同程度の能力を有することが認められる者。

(利用の規模)

- ・原則として、市町村の自由設計。

(利用料)

- ・原則として、市町村の自由設計。

(関係者との役割)

- ・市町村：実施主体(管理・監督)、連携体制の構築。
- ・都道府県：都道府県からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築、施設の整備・管理運営、施設使用に関する支援。
- ・国：事業運営全般に関する相談・助言。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

ショートクルーズの実施にあたっては、航路事業の許可及び航路運航計画の届出等の諸手続きが必要。(海上運送法関係)

(期待される効果)

定性的効果

- ① 地域に密着した運営：市町村が管理し、地元の社会福祉法人やNPO法人、民間企業等に運営委託。
- ② 周辺地域の活性化：運河の魅力再発見による新たな観光ニーズの開拓や交流の促進。

(先行事例) 東京・舟運事業

(期間後の取扱い) 関連地元市町村へ移管。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省港湾局振興課 課長補佐 阿野 / 係長 佃
電話番号：03-5253-8672 / ファックス：03-5253-1651

(関連分野) 観光振興・地場産業	(事業の名称) みなとまちの魅力を活かした観光振興事業
(関係省庁名) 国土交通省	(事業の概要)
(事業内容)	
・水辺空間の魅力を活かした交流拠点づくりを支援するため、観光案内とともに、観光ルートの企画や情報誌・周遊マップの作成を行う人員を雇用することにより、観光振興による地域活性化を図る。	
(人員の基準)	
・原則として、市町村の自由設計、ただし周辺地域の歴史・文化・観光資源等に精通した者もしくは研修等を受け、同程度の能力を有することが認められる者。	
(利用の規模)	
・原則として、市町村の自由設計。	
(利用料)	
・原則として、市町村の自由設計。	
(関係者との役割)	
・市町村：実施主体(管理・監督)、連携体制の構築。	
・都道府県：都道府県からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築、施設の整備・管理運営、施設使用に関する支援。	
・国：事業運営全般に関する相談・助言。	
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)	
特になし。	
(期待される効果)	
定性的効果 地域に密着した運営：市町村が管理し、地元の社会福祉法人やNPO法人、民間企業等に運営委託。	
周辺地域の活性化：水辺空間の魅力を活かした交流拠点づくりによる観光振興。	
(先行事例) 館山・館山港を核とした観光交流促進プロジェクト(館山港を核とした観光モデルコースの開発等)	
(期間後の取扱い) 関連地元市町村へ移管。	
(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省港湾局振興課 課長補佐 阿野 / 係長 佃 電話番号：03-5253-8672 / ファックス：03-5253-1651	